

介護老人福祉施設 デイグニティ内浜
利用料金のご案内

令和4年10月1日

＜施設サービス費＞ (1割負担)

(1日あたりの単位数)

要介護度		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
施設サービス費		652	720	793	862	929
加 算	常勤専従医師配置加算			25		
	看護体制加算【Ⅰ】ロ			4		
	看護体制加算【Ⅱ】ロ			8		
	夜勤職員配置加算【Ⅱ】ロ			18		
	個別機能訓練加算(Ⅰ)			12		
	個別機能訓練加算(Ⅱ)			20	(1月あたり)	
	栄養マネジメント強化加算			11		
	サービス提供体制強化加算【Ⅲ】			6		
	介護職員処遇改善加算【Ⅰ】	63	68	74	80	86
介護職員等ベースアップ等支援加算	11	13	14	15	16	
1日あたりの合計		810	885	965	1,041	1,115

※福岡市は5級地で1単位あたり10.45円になりますので上記の合計×10.45が保険請求額となり、うち1割が利用者負担額となります。

＜居住費・食費＞

(1日あたりの利用料)

居 住 費	第1段階	820	円/日
	第2段階	820	円/日
	第3段階①	1,310	円/日
	第3段階②	1,310	円/日
	第4段階	1,780	円/日
食 費	第1段階	300	円/日
	第2段階	390	円/日
	第3段階①	650	円/日
	第3段階②	1,360	円/日
	第4段階	1,445	円/日

※食費内訳(朝食:367 昼食:474 おやつ100 夕食:504)

1ヶ月(31日)あたりの利用料金目安

(単位:円)

要介護度		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
合 計	第1段階	60,983	63,412	66,004	68,466	70,863
	第2段階	63,773	66,202	68,794	71,256	73,653
	第3段階①	87,023	89,452	92,044	94,506	96,903
	第3段階②	109,033	111,462	114,054	116,516	118,913
	第4段階	126,238	128,667	131,259	133,721	136,118
(2割負担)		152,500	157,359	162,543	167,467	172,261
(3割負担)		178,763	186,052	193,826	201,212	208,404

※第1段階から第4段階は、介護保険負担限度額を表します。介護保険負担限度額につきましては区役所への申請が必要です。

※居住費は入院・外泊された場合、7日目以降は介護保険負担限度額に関係なく第4段階(1,780円)となります。

※第1段階から第4段階は、介護保険負担限度額を表します。介護保険負担限度額につきましては区役所への申請が必要です。

※居住費は入院・外泊された場合、7日目以降は介護保険負担限度額に関係なく第4段階（1,780円）となります。

※利用料金は、要介護度・介護保険負担限度額によって異なります。又、配置基準、制度改正により変更になる場合がございますので、ご了承ください。

※その他の各種加算料金

初期加算	30単位	入所した日から起算して30日以内（1日につき）
療養食加算	6単位	医師の指示による特別食を提供する場合（1日3食を限度とし、1回単位）
外泊時費用	246単位	1月あたり6日を限度として所定単位数に代えて算定する（1日につき）
退所前訪問相談援助加算	460単位	退所後のサービスについて相談援助を行った場合。（1回につき）
退所後訪問相談援助加算	460単位	退所後30日以内に居宅を訪問し相談援助を行った場合。（1回につき）
退所時相談援助加算	400単位	退所時に退所後のサービスについて相談援助を行った場合。（1回につき）
退所前連携加算	500単位	退所後のサービス利用について調整を行った場合。（1回につき）
看取り介護加算【Ⅰ】	144単位	死亡日以前4日以上30日以下（1日につき）
看取り介護加算【Ⅱ】	680単位	死亡日の前日及び前々日（1日につき）
看取り介護加算【Ⅲ】	1280単位	死亡日
サービス提供体制強化加算【Ⅰ】	12単位	介護職員総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の50以上（1日につき）
サービス提供体制強化加算【Ⅲ】	6単位	入所者に直接サービス提供する職員総数のうち勤続年数3年以上の者の占める割合が100分の30以上（1日につき）
日常生活継続支援加算【Ⅱ】	46単位	入所者総数のうち介護4、介護5の者の占める割合が100分の70以上。介護福祉士の数が、6又はその端数を増すごとに1以上（1日につき）
経口移行加算	28単位	計画に従い、経口による食事の摂取を進める為の栄養管理を行った場合。（1日につき）
経口維持加算【Ⅰ】	400単位	摂食障害を有し、誤嚥が認められる入居者に対して栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行い、経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成している場合。（1月につき）
経口維持加算【Ⅱ】	100単位	【Ⅰ】を算定している場合で、入居者の経口による継続的な食事の摂取を支援するための食事の観察及び会議等に医師等が加わった場合。（1月につき）
低栄養リスク改善加算	300単位	低栄養リスクが『高』かつ新規入所時又は再入所時に、特別な栄養管理の方法等を示した栄養計画を作成し、食事の観察を週5回以上行った場合（1月につき）
再入所時栄養連携加算	400単位	入院時に経管栄養又は嚥下調整食の新規導入があり、医療機関での栄養食事指導に施設の管理栄養士が同席かつ栄養ケア計画を作成し、再入所した場合（1回につき）
在宅復帰支援機能加算	10単位	家族との連絡調整、居宅サービスに必要な情報の提供、退所後のサービス利用に関する調整を行っている場合。（1日につき）
在宅・入所相互利用加算	40単位	要介護3から要介護5までの者に在宅生活を継続する観点から、居宅と施設の介護支援専門員が情報交換を十分に行っている場合。（1日につき）
若年性認知症入所者受入加算	120単位	若年性認知症利用者に対してサービスを提供した場合。（1日につき）
口腔衛生管理加算	90単位	歯科医師又は歯科医師から指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月4回以上行った場合。（月1回算定）
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200単位	認知症の行動・心理症状が認められ、在宅での生活が困難であり、緊急入所した場合。（1日につき）

※その他の各種加算を算定させていただく場合は事前に相談させていただきます。

※その他の費用について

- 病院受診代、歯科受診代、健康管理費（インフルエンザ予防接種代等）、理美容代、施設外に依頼されるクリーニング代等
- ご入居様希望する趣味・嗜好品・出前等の飲食代・レクレーション等にかかる品物代等は自費となります。